

令和3年9月10日

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
(令和3年文部科学省令第34号)の一部訂正について

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課  
生 命 倫 理 ・ 安 全 対 策 室

令和3年6月30日付けで告示した「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年文部科学省令第34号)」について、内容の一部誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

なお、当該誤りの訂正については、令和3年7月27日の官報(第541号)に正誤を掲載しております。

(訂正内容)

本則中終わりから3行目の次に以下を加える。

様式第二中「第5条」を「第7条」に改める。

様式第三中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改める。

様式第四の一中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改める。

様式第四の二中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改める。

様式第四の三中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

様式第五中「第11条」を「第13条」に改める。

以上